

【中国】 中央省庁再編と行政改革

海外立法情報調査室・岡村志嘉子

* 2013 年 3 月、第 12 期全国人民代表大会第 1 回会議で政府のトップ人事が決まり、習近平政権が新たにスタートした。同会議では「国務院機構改革及び機能転換計画」が可決され、新政権は最初の重点課題として中央省庁の再編と行政改革に取り組むことになった。

1 国務院機構改革及び機能転換計画

中国では改革開放後、指導部交代の節目ごとに中央省庁の再編が行われてきた。今回の再編は、1982、1988、1994、1998、2003、2008 の各年に続き、7 回目となる。省庁再編に際しては毎回、市場経済化への適応、簡素化、効率化、規律の徹底など、行政改革が大きな課題とされてきた。胡錦濤政権の下でも行政改革は最重点課題の 1 つと位置付けられていたが、十分な成果を上げることができないまま、習近平政権に引き継がれた。

第 12 期全国人民代表大会第 1 回会議は 2013 年 3 月 14 日、「国務院機構改革及び機能転換計画」（以下「計画」）（注 1）を可決し、国務院に対し、必要な場合の法改正を含め、計画を確実に実施するため速やかに措置を講ずるよう求めた。計画は、省庁再編について定めた「国務院機構改革について」と行政改革について定めた「国務院機構の機能転換について」から成り、主な内容は次のとおりである。

(1) 省庁再編

省庁再編については、次の 6 項目が挙げられている。

- ① 鉄道省の行政機能と現業部門を分離する。行政機能は交通運輸省に統合し、その下に国家鉄道局を新設する。現業部門については中国鉄道総公司を新設する。
- ② 一人っ子政策を担当する国家人口・計画出産委員会と衛生省を統合する。
- ③ 食品安全関係の監督官庁を新設の国家食品薬品監督管理総局に一元化する。
- ④ 国家新聞出版総署と国家ラジオ映画テレビ総局を統合する。
- ⑤ 国家海洋局以外の省庁の海洋監視機能（公安省の海上国境警備、農業省の漁業監視、税関総署の海上密輸取締）を国家海洋局に一元化する。
- ⑥ 国家電力監督管理委員会を国家エネルギー局に統合する。

このうち、最も大きな改革が①の鉄道省解体である。組織が巨大化した鉄道省は腐敗の温床との批判が強く、2008 年にも解体が検討されたが実現しなかった。2011 年には劉志軍鉄道大臣が収賄などの規律違反で解任され、高速鉄道の大事故も発生した。批判の高まりを受ける形で、今回ようやく改革が実現する。

そのほかの省庁再編は、いずれも 2008 年に打ち出された「大部門制」改革の方針に基づく。「大部門制」改革は、各省庁間での所掌の分散や重複を解消し、一元的な行政

体系の下で行政の効率向上とコスト削減を目指すものである。今回、省庁の数は 27 から 25 へと 2 減に留まるが、再編の対象となったのは 8 省庁とその他 12 の下部機関に及んでいる。

(2) 機能転換

省庁の機能転換については、次の 10 項目が挙げられている。

①投資の許認可事項の削減と地方への権限委譲、②生産経営活動の許認可事項の削減と地方への権限委譲、③許認可対象とする資格の削減、④中央から地方への用途を特定した補助金及び各種費用徴収の削減、⑤省庁所管事項の重複・分散の解消、⑥工商登記制度の改革、⑦社会団体管理制度の改革、⑧行政全体の統一的管理の徹底、⑨基本制度整備の強化、⑩「法律に基づく行政」の強化。

省庁の機能転換は、1988 年の省庁再編以来、毎回改革の重点と位置付けられてきたが、今回が最も具体的で踏み込んだ内容となっている。政府と市場、政府と社会、中央と地方の関係を合理化することを求め、行政手続の簡素化と中央から地方への権限委譲の実現を特に強調している。これにより企業の経済活動を一層活性化し、経済の持続的な成長と社会の安定的発展を目指す方針が、はっきりと打ち出されている。

(3) 実施計画

計画の実施スケジュールに関しては、国务院弁公庁が 3 月 26 日に計画実施に係る任務分担に関する通知（注 2）を出し、計画に基づく任務とその所管官庁を 72 項目に分けて詳細化した。2013 年に 29 項目、2014 年に 28 項目、2015 年に 11 項目、2017 年に 4 項目を達成すべき任務と定め、2015 年分までは各項目の達成目標月まで明記した。これに従い、5 年以内に計画を完全に実現することが目標とされている。

2 行政改革のための国务院執務規則改正

国务院執務規則（以下「規則」）は、憲法と国务院組織法に基づき、国务院構成員の職責や行動規範、具体的な行政事務手続等について定めている。省庁の機能転換による行政改革を計画どおり達成するため、新政権は規則改正を行った（2013 年 3 月 20 日、国务院第 1 回全体会議で可決）（注 3）。規則改正は、過去にも省庁再編に合わせて行われてきた。今回の改正では、特に、法律に基づく行政の推進、規律の徹底、清廉な行政の実現に関する規定が増加している。そのほか、科学的・民主的な政策決定、情報公開の推進、公文書制度の合理化などに関する新たな規定も設けられている。

注

(1) 「国务院机构改革和职能转变方案」『人民日报』2013 年 3 月 15 日

(2) 「国务院办公厅关于实施《国务院机构改革和职能转变方案》任务分工的通知」同上 2013 年 3 月 29 日

(3) 「国务院工作规则」同上